

第 1 回

長野市行政改革大綱改定専門部会

資料 2

平成 23 年 11 月 2 日(水)

総務部 行政管理課

第5次行政改革大綱 第8 具体的な取り組み

1 行政改革の推進と効率的な行財政運営

1 - 1 効率的な行政の推進

<主な取り組み>

総合計画に連動した行政評価の実施により、事務事業の見直し・整理統合・効率化を推進します。（行政改革推進局）

財政構造改革プログラムを着実に推進し、計画的・効率的な財政運営を図るとともに、財政状況についての情報を公開します。（財政課）

外郭団体について、経営状況を把握し、社会経済状況に合わせた事務事業の適正化と経営改善を促進します。（行政改革推進局）

ISO14001などに基づく環境に配慮した事務事業を推進します。（環境管理課）

計画・設計の見直し、工事発注の効率化、新工法の導入などにより、公共工事コストの縮減に努めます。（検査課）

1 - 2 民間活力の活用

<主な取り組み>

幅広い分野での民間と行政の役割分担を再構築し、適切な事業に民間活力を積極的に活用します。（行政改革推進局）

民間委託・PFI事業・指定管理者制度などを活用した上で、継続的にその成果を検証します。（行政改革推進局）

適切な事業を選択し民間と行政による市場化テストの導入を検討します。（行政改革推進局）

1 - 3 健全な財政運営の実現

<主な取り組み>

中期財政推計を指標とした計画的な財政運営を推進し、「選択と集中」による予算配分の重点化・効率化を図るとともに、PDCAサイクルによる予算制度（成果目標の設定 - 予算の効率的執行 - 決算分析 - 予算への反映）を確立します。（財政課）

市税などの賦課の適正化と収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料などについて 受益者負担の適正化を図ります。（市民税課、資産税課、収納課、行政改革推進局）

広告媒体の活用等、民間経営の発想や手法を取り入れた様々な自主財源の確保を検討します。（行政改革推進局、財政課）

市有財産の適正な管理と有効活用を図り、使用料・貸付料の見直しを推進します。（管財課）

2 成果重視による市民満足度の高い行政経営の推進

2 - 1 利用しやすい行政サービスの提供

<主な取り組み>

各種手続きの簡素化や窓口サービスの迅速化に努めるとともに、ワンストップサービスの導入を検討します。（行政改革推進局、情報政策課）

情報通信技術を活用した市有施設の予約・申請手続き等の取り組みを推進するとともに、行政情報の電子化を図ります。（情報政策課）

2 - 2 市民とともに行動する人材の育成と活用

<主な取り組み>

効果的な任用と少数精鋭による適材適所の職員配置に努めます。（職員課）

新たな人事評価制度の導入など公務員制度改革を推進するとともに、職員の給与制度を適切に見直します。（職員課）

職員が自発的に自己の能力向上を図れるよう、職場研修・派遣研修・特別研修など、多様な研修体制を構築し、市民ニーズに的確に応える人材を育成します。（職員研修所）

2 - 3 成果を重視した行政運営

<主な取り組み>

総合計画や行政改革大綱を着実に推進し、目標達成度の把握など、適切かつ合理的にその進捗を管理します。（企画課、行政改革推進局）

P D C Aサイクルによる成果を重視した総合的かつ計画的な行政運営を推進します。（行政改革推進局）

庁内部局間の政策調整機能を充実させ、トップマネジメント機能を強化します。（行政改革推進局、企画課、秘書課）

職員の定数を管理するとともに、組織の適正化・効率化を図ります。（行政改革推進局、職員課）

1-1 効率的な行政の推進 コスト意識を持ち、経営資源を有効活用して、効率的な行政運営を目指します。

主な取り組み	主担当課	実績	成果・課題	方策
総合計画に連動した行政評価の実施により、事務事業の見直し・整理統合・効率化を推進します。	行政管理課	第4次総合計画の構成に応じ施策と事務事業の評価を実施する。 施策の評価 予算編成において予算を重点的に配分するため、事前の評価を行う。 事務事業の評価 事後の評価を行い、事務事業の見直しを行う。	施策の評価 各年度において真に重要性が高い施策に予算を重点的に配分することができた。 事務事業の評価 事務事業の見直しにより予算額の削減ができた。 事業の見直し、効率化が図られている。	行政評価全般(施策・事務事業評価)として ・実効性のある評価システムの構築 ・重点施策の評価徹底と予算の連携強化 ・作業負担の軽減と市民への説明責任の徹底 ・外部評価の導入(評価の客観性の確保)
財政構造改革プログラムを着実に推進し、計画的・効率的な財政運営を図るとともに、財政状況についての情報を公開します。	財政課	財政構造改革プログラムは、長野市行政改革大綱の行政改革大綱実施計画において進行管理を行う。 H21年度から毎年度、当初予算を基にした今後10年間の「財政推計」を作成、公表し、計画的・効率的な財政運営を図る。 H20年度(19年度決算)から「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」による財政の健全性を示す指標を公表。	収支不足を補う財政調整等基金からの取り崩しは、H19年度、H20年度、H22年度は不要とした。取り崩し不要の要因としては、19年度の税源移譲や21年度以降の国の掲げた地域主権改革の推進のもと地方交付税の増額が図られたことや、効率的な予算執行や経費節減努力などに努めたことによるものである。 財政健全化法の主な比率の状況は、国の基準を下回るものとなっている。	H26年度まで大規模プロジェクト事業(庁舎・市民会館建設、斎場新設、ごみ焼却施設周辺整備、長野駅前広場整備、小中学校耐震化など)に伴う多額の財政需要が見込まれることから、基金の取り崩しと市債の借入の増により収支の均衡を図りながら、行政サービスを提供していくこととなるものと考えている。 引き続き、事務事業の見直しを図り、必要性・緊急性等の高い事業を厳選する中で、計画的・効率的かつ効果的な行財政運営を図る。
外郭団体について、経営状況を把握し、社会経済状況に合わせた事務事業の適正化と経営改善を促進します。	行政管理課	・事務事業評価により、市の財政支出(補助、委託など)を継続的に見直す。 ・各外郭団体から取り組んでいる中期的な重点・主要事業の報告を受ける。(H21.8) ・「公益法人制度改革」の講義を開催する。(H21.8)	・外郭団体に関する補助金額の削減 ・公益法人制度改革への対応 対象となる7団体中、1団体は新制度に移行済み。 他の6団体についても、移行に向け申請の準備中。	H18年の「長野市外郭団体見直し指針(基本的事項)」策定後、5年が経過し、社会経済情勢の変化、多様化する行政サービスなど外郭団体を取り巻く状況に変化。 H20年には公益法人制度改革が行われ、新制度への移行に向けた計画を策定することとなった。 このような状況を踏まえて、外郭団体のあり方、市との関係(市の関与のあり方)について、改めて見直していく。
ISO14001などに基づく環境に配慮した事務事業を推進します。	環境政策課	ISO14001規格に適合した「長野市環境マネジメントシステム」を運用し、PDCAサイクルにより継続的な事務事業の改善に取り組む。 「長野市役所環境保全率先実行計画」でオフィス活動の、「長野市公共工事率先実行計画」で公共工事における環境への配慮に取り組んだ。 ISO14001規格に適合した「長野市環境マネジメントシステム」が10年ほど経過し、一定の成果が上がってきたことから見直しを行い、H23年から本市独自の環境マネジメントシステムで、環境への配慮に取り組んでいる。	・職員の環境に対する意識が向上し、環境負荷の少ない事務事業の実施が進んだ。 ・施設・設備等の管理手順が整い、管理体制が整備された。 ・オフィス活動において、廃棄物の発生抑制、省資源化・省エネルギー化への取り組みが定着し、節約効果も現れている。	新しい「長野市環境マネジメントシステム」の運用により、引き続き環境に配慮した事務事業の実施に取り組んでいくとともに、環境負荷の低減に向けた取組を推進する。
計画・設計の見直し、工事発注の効率化、新工法の導入などにより、公共工事コストの縮減に努めます。	検査課	長野市建設技術委員会(内部の組織)により毎年、各担当課で実施した公共工事を対象にして実績の調査を行い、コスト縮減の実績についてとりまとめ、その実績を踏まえ、次年度の更なるコスト縮減に取り組んだ。	H19年度と対比したH20年度の縮減率は2.8%、H21年度の縮減率は、2.3%。	公共工事の設計見直し工事発注の効率化などによるコスト縮減に取り組むほか、より効果的な公共事業、コスト縮減工事の増加による縮減を推進する。 事業者等からのアイデアや提言を重視した展開を図る。また、ライフサイクルコストの低減などの観点も加え、総合的なコスト縮減を目指すこととする。 ただし、コストと品質の両面を重視する取組を行うことも必要である。

1-2 民間活力の活用 民間活力の弾力的な活用により、民間経営の発想を取り入れ、行政サービスの質の向上とコストの削減を目指します。

主な取り組み	主担当課	実績	成果・課題	方策
幅広い分野での民間と行政の役割分担を再構築し、適切な事業に民間活力を積極的に活用します。	行政管理課	(1) 民間委託 保育園の民営化に取り組んでいる。H22年度から、夏目ヶ原浄水場の運転管理業務の一部について、民間委託を開始する。 (2) PFI事業 新斎場の建設事業において検討されたが、調査の結果、十分な効果が期待できないことから導入しないこととした。	(1) 民間委託 4園の中、2園は完了、残りの2園はH24、25年度に完了予定。 (2) PFI事業 PFI事業導入の基準としている条件に該当するものが、新斎場の建設の他に該当する建設計画は現在のところない。	指定管理者制度については、導入の目的であるサービスの更なる向上に向け、モニタリング評価の内容、方法を見直ししていく。 「幅広い分野での民間と行政の役割分担を再構築し、適切な事業に民間活力を積極的に活用します。」という点については、次の事項を踏まえ取り組んでいく。 ・住民自治協議会 ・NPO、ボランティア等 ・民間事業者との企業活動の中での公民連携(PPP) ・PFI法の改正(H23年6月公布) ・公共サービス改革プログラム(H23年4月行政刷新会議)
民間委託・PFI事業・指定管理者制度などを活用した上で、継続的にその成果を検証します。	行政管理課	(3) 指定管理者制度 行政改革推進審議会からの提言を踏まえ、毎年度、全ての公の施設の管理運営の方針を定め、導入の推進に努めた。指定管理者制度の導入が進まない施設について、理由・課題等を明らかにし、その解決に取り組むと共に、理由・課題等に応じては、方針を変更することとした。指定管理者制度を導入した施設については、モニタリングを実施しており、毎年度、このモニタリングの結果に基づき指定管理者の評価を実施した。	(3) 指定管理者制度 公の施設885施設の内、指定管理者制度を導入するとした施設は427施設であり、この中、指定管理者制度を導入している施設は平成23年4月1日現在328施設である。残り99施設についても、順次、制度を導入していく。指定管理者制度も導入から6年が経過し、当初の目的でもあるサービスの向上、経費の縮減ともに、効果が一定の水準に達した。	
適切な事業を選択し民間と行政による市場化テストの導入を検討します。	行政管理課	市場化テストの導入に向け、実施した地方公共団体の事例を参考に検討を行う。	窓口業務についても一連の業務を一体的に委託できないなど、必ずしも効率化が図られたとは言えない面もある。市場化テストの方法によらなくても民営化・民間委託を推進できることから、当面は、国の動向や他の地方公共団体の取り組み状況などを注視することとした。	今後も市場化テストの導入に向け、国の動向や他の地方公共団体の取り組み状況などを注視していく。

1-3 健全な財政運営の実現 民間活力の弾力的な活用により、民間経営の発想を取り入れ、行政サービスの質の向上とコストの削減を目指します。

主な取り組み	担当課	実績	成果・課題	方策
<p>中期財政推計を指標とした計画的な財政運営を推進し、「選択と集中」による予算配分の重点化・効率化を図るとともに、PDCAサイクルによる予算制度(成果目標の設定 - 予算の効率的執行 - 決算分析 - 予算への反映)を確立します。</p>	<p>財政課</p>	<p>H20年度予算編成から優先施策を選定し、必要な財源を重点的に配分し「選択と集中」を図った。 PDCAサイクルによる予算制度については、当初予算において、目標値を設定して編成にあたり、全庁に効率的・効果的な事業推進、予算執行の徹底を周知し、行政評価結果や前年度決算をチェックしながら新年度予算編成作業に取り組んでいる。毎年度、一連の作業を繰り返す中で、効率的・効果的な予算配分が行われている。</p>	<p>中期財政推計策定時点(18年2月)での指標、主な目標値に対する現状は総括書に記載した表のとおり(参照)。</p>	<p>将来の財政収支の見通しは、国の制度改革などにより変動するため、毎年度「財政推計」を策定し、計画的な財政運営を今後とも実施する。 事業のスクラップアンドビルドによるメリハリの効いた予算、予算編成作業の軽減を図るために、研究、検討を進め、必要な見直しを行う。</p>
<p>市税などの賦課の適正化と収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料などについて 受益者負担の適正化を図ります。</p>	<p>収納課</p>	<p>(1)未収金対策 ・滞納処分の強化、徴収強化月間の実施、口座振替納付の推進、市税納税者に対する補助金交付制限の実施 (2)納付環境の整備 コンビニエンスストアでの納付、インターネット・携帯電話等からマルチペイメントネットワークを利用した電子納付(ペイジー)の導入を検討など (3)職員の資質向上 滞納整理のスキル向上</p>	<p>(1)未収金対策 総括書に記載した表のとおり(参照)。 (2)納付環境の整備 H25.4からコンビニ納付・ペイジー納付を導入し、トータル収納サービスを利用する。 (3)職員の資質向上 研修を開催する。(年6回)</p>	<p>(1)未収金対策 通常の業務の中で、見直すものが無いかどうか日頃から問題意識を持つとともに、情報の共有を図り、スキルの向上を図る。 (2)納付環境の整備 H25年度から運用を開始するコンビニ収納、ペイジー収納、トータル収納サービスの導入準備と、市民への周知、規則改正等を行う。 (3)職員の資質向上</p>
<p>市税などの賦課の適正化と収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料などについて 受益者負担の適正化を図ります。</p>	<p>行政管理課</p>	<p>平成20年 ・「行政サービスの利用者の負担に関する基準」策定 ・「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」策定 平成21年度～ ・「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」における検討内容を行政改革大綱実施計画の改革項目に登載し、取り組む。</p>	<p>行政改革大綱実施計画に登載した15項目の中、4項目で利用料の改定を実施。 利用料の改定に当たっては、サービスの利用者、関係する団体等からの理解・協力が不可欠で、そのための調整・協議等を十分に行うことが必要なことから、改定期間等を変更する必要が生じている。</p>	<p>市民負担の公平性の確保という点から、今後も、市民・利用者等の理解を得ながら、利用者負担の適正化を進めていく必要がある。</p>
<p>広告媒体の活用等、民間経営の発想や手法を取り入れた様々な自主財源の確保を検討します。</p>	<p>行政管理課</p>	<p>・市の財産を媒体とする有料広告掲載事業の実施 ・広告付きバス停留所上屋整備事業の実施 ・夜間、休日における本庁舎駐車場の有料化の検討 ・オリンピック施設へのネーミングライツ(命名権)導入の検討 ・新たな資金調達の手法についての調査研究</p>	<p>有料広告掲載事業は、毎年、1千万円程度の収入を上げている。広告付きバス停留所は、市街地12箇所に設置した。本庁舎駐車場の有料化は、検討の結果、先送りとした。エムウェーブなどの冬季五輪施設へのネーミングライツ導入を検討したが、五輪ロゴマークの撤去が必要となることから当面断念せざるを得ないものと判断した。民間資金を活用するファンドなど新たな資金調達手法の調査研究は、起債(市債の発行)に比較しても優位性が見出せないとの結果となった。</p>	<p>駐車場の有料化やネーミングライツは、市民会館・第一庁舎の建て替えにあわせ、再度検討を開始する。 導入の推進に向けPFI法が改正されたこともあり、民間経営の発想や手法を取り入れた新たなスキームを検討する中で、自主財源の確保を目指していきたい。</p>
<p>市有財産の適正な管理と有効活用を図り、使用料・貸付料の見直しを推進します。</p>	<p>管財課</p>	<p>(1)市有財産の適正な管理と有効活用について ・未利用の土地・建物の有効活用を図るため、「長野市未利用地等有効活用検討委員会」を設置し、情報の共有と利用方針の検討・決定を行う。 ・有効活用と自主財源の確保を図る目的で、行政財産の貸付による自動販売機の設置を導入した。(平成23年4月1日) (2)貸付料の見直しについて ・普通財産貸付料算定基準を定めた。・普通財産減額貸付の事務取り扱い基準を定めた。</p>	<p>(1)市有財産の適正な管理と有効活用について ・公共事業の代替地等に土地12件、建物5件を再活用したほか、入札等により土地11件の売却を行う。 ・利用方針が決まらず保留となっている物件で、後利用が困難な物件の取り扱いについて、検討を進めることが必要である。 (2)貸付料の見直しについて ・貸付料算定基準を施行することで担当ごとの判断が容易になった。・減額貸付基準を施行し根拠ができたことで安易に減額できなくなった。</p>	<p>(1)市有財産の適正な管理と有効活用について ・売却に方針決定された物件については、速やかに売却する。 ・様々な要因により保留となったままの物件について、検討を進める。 ・貸付に移行していない自動販売機について、今後貸付に移行する。 (2)貸付料の見直しについて ・経済情勢などを考慮しながら、貸付基準及び減額貸付基準の見直しを図る。</p>

総合計画に連動した行政評価の実施により、事務事業の見直し・整理統合・効率化を推進します。（行政改革推進局）

1. 取り組んだ内容 **実績**

第4次総合計画の構成に応じて、施策優先度評価と事務事業評価を実施する。

(1) 施策評価について

当初予算編成において、予算を重点的に配分する優先施策を決定するため、第4次総合計画前期基本計画に掲載された各施策について重要性、緊急性、有効性、実現可能性の視点から評価（事前評価）を行う。

(2) 事務事業評価について

一次評価として、各部局が、所管する事務事業について、その目的・目標や、市が実施する必要性などを明らかにし、実施すること及びその方法の妥当性を検証し、廃止等見直しが必要か否かを評価（事後評価）する。

二次評価として、行政評価部会（部会長：副市長、部会員：総務部長、財政部長等）が、部局の一次評価結果を基に、必要性が低下している事務事業を抽出し、継続すべきか、継続するならばどのような見直しが必要かについて評価を行う。

一次評価・二次評価の結果は、次年度予算編成（査定）の資料とする。

なお、二次評価結果は、HPで公開している。

《参考》第4次総合計画の構成

総合計画	体系化	内容	数
基本構想	都市像	まちづくりの最終目標を総合的・印象的に表す。	1
	政策の7本柱	都市像を達成するためのまちづくりの大局的な方向性・在り方を示す。7つの分野からなる。	7
	政策	政策の7本柱を構成する個別の政策(大項目)	27
基本計画	基本施策	政策を達成するための取組の方向性を示す。(中項目)	44
		44基本施策中、10重点施策を選定	(10)
	施策	基本施策を構成する個別の施策で、日常業務の最小単位の目的となる。(小項目)	101
実施計画	事業	日常の取組や業務。施策を達成するための手段となる。(細項目)	1700 (概数)

一つ施策に対して一の事業ということではなく、一の施策の目的を達成するために複数の事業が行われています。事業が予算編成における最小単位です。例えば、次のとおりです。

施策	子育て・子育て支援の推進
事業	放課後子どもプラン推進、ながの子育て家庭優待パスポート事業、児童センター建設事業、私立保育所・幼稚園子育て支援事業補助金、こども広場・子育て支援センター・ファミリーサポートセンター運営事業、子育てガイドブック編集、など

2. 取り組んだ効果・現在の状況 成果・課題

(1) 施策評価について

- 重要性・緊急性などの視点で施策の優先度について評価を行うことにより、第4次総合計画前期計画の施策の中から、各年度において真に重要性・緊急性などが高い施策について、「選択と集中」により予算を重点的に配分することができた。

(2) 事務事業評価について

- 事務事業等の見直しにより予算額が削減できた。前年度対比の実績は次のとおり。
平成21年度：96件、削減額140,386千円
平成22年度：60件、削減額59,565千円
平成23年度：51件、削減額129,106千円
- 全事務事業について各担当部局が継続的に評価を行うことにより、事業の見直し、効率化は図られてきている。
- 事業の整理統合については、必ずしも実現できていない。二次評価の結果として縮小・廃止とされた事業については、行政改革大綱の実施計画に盛り込み取り組んでいるが、縮小・廃止とならない場合がある。
平成20～22年度の二次評価の結果が縮小・廃止となったことから行政改革大綱の実施計画に盛り込んだ24項目の中、完了した項目は無く、平成23年度を完了予定としている項目は1項目。
- 継続して評価を行うことにより、職員の事務改善に対する意識が定着してきている反面、評価そのものが目的となり、評価の形骸化が進んでいる。

平成23年度においては、試行的な取り組みとして、平成20年度以降に施策の優先度評価により、予算を重点的に配分した優先施策の進捗・達成状況等の検証（事後評価）と、当該施策に属する事務事業の事後評価を実施し、平成24年度予算編成において予算を重点的に配分する優先施策を決定する際の資料とした。

3. これまでの取り組みについて

第4次総合計画の構成に応じて、施策、事務事業の評価を実施している。

施策については、重要性・緊急性などの視点で評価を行ったが、施策の進捗・達成状況等を事後に検証するという点での事後評価は、試行的取り組みではあるが、実施している。

また、事務事業については、全事務事業を対象に継続して評価を行うことにより、一定程度の予算額削減に繋がっているが、事業の根本的な整理統合については、なかなか評価の結果どおりとならない場合がある。

4. 今後の展開 方策

行政評価全般(施策・事務事業評価)

- 実効性のある評価システムの構築

全市的方針及び組織目標と連動させながら、成果目標の設定や次の展開につながる課題の洗い出しが十分に行え、事業の整理統合などに直接結びつく、より実効性のある評価システムを構築する。

- **重点施策の評価徹底と予算の連携強化**

個々の事務事業評価では見えてこない大局的・戦略的な評価として「施策評価」を見直し、「施策の選択と集中」の方針に基づく重点施策に関する評価として、特に事後評価を徹底するとともに、評価と予算の連携強化を図る。

- **作業負担の軽減と市民への説明責任の徹底**

評価ガイドラインの策定により評価事務の効率化を図り、職員の作業負担を軽減するとともに、目標達成状況の図表化など、市民に分かり易い公表資料による情報発信を目指す。

- **外部評価の導入（評価の客観性の確保）**

評価の客観性を確保するとともに、評価の質の向上を図るため、外部（第三者）による評価の導入を検討する。

財政構造改革プログラムを着実に推進し、計画的・効率的な財政運営を図るとともに、財政状況についての情報を公開します。（財政課）

1. 取り組んだ内容 実績

財政構造改革プログラム（平成 18 年 2 月）に掲げた改革の理念は、長野市行政改革大綱に引き継がれ、行政改革大綱実施計画において、目標や実施年度などを具体的に定め、進行管理を行うことで、行財政改革の着実な推進が図られている。

改革を通じて収支不足を解消し、基金の取り崩しに頼らない健全な財政構造の実現を目指すとともに、21 年度から毎年度、当初予算を基にした今後 10 年間の財政の収支見通し、市債残高や基金残高の推移等を見込んだ「財政推計」を作成、公表し、計画的・効率的な財政運営を図った。

また、19 年度に成立した「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、20 年度（19 年度決算）から地方公共団体の財政の健全性を示す指標の公表を開始した。

2. 取り組んだ効果・現在の状況 成果・課題

収支不足を補う財政調整等基金からの取り崩しは、16 年度は 21.5 億円、17 年度は 18 億円、さらに 18 年度は 9 億円であったが、19 年度以降は、リーマンショック後の 21 年度の世界同時不況に伴う税収の落ち込み等による 10 億円の取り崩しを除き、19 年度、20 年度、22 年度と取り崩しを不要とした。取り崩し不要の要因としては、19 年度の税源移譲や 21 年度以降の国の掲げた地域主権改革の推進のもと地方交付税の増額が図られたことや、効率的な予算執行や経費節減努力などに努めたことによるものである。

なお、23 年度は、東日本大震災や円高等の影響で法人市民税が予算を大きく下回る見込みのため、基金からの取り崩しをせざるを得ない状況となっている。

財政健全化法の主な比率の状況は下表のとおりであり、国の基準を下回るものとなっている。

単位：%

項目	H19 決算	H20 決算	H21 決算	H22 決算	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質公債費比率	14.1	13.6	12.5	11.9	25	35
将来負担比率	89.2	73.8	55.3	35.6	350	

3. これまでの取り組みについて

健全化指標は全く問題のない比率であり、19 年度以降毎年度改善が図られている状況にある。また、収支不足に伴う基金の取り崩し状況も、財政構造改革プログラム策定の際の中期財政推計に対し、十分な基金残高の確保がなされている。ただし、改善の要因としては、国の政策による地方交付税の大幅増など外部要因によるところも大きい。

4. 今後の展開 方策

収支不足の状況は、国の動向や制度改革、景気等による税収の増減が大きく影響するため、今後の見通しを予測することに困難を伴うも、長野市においては、特に 26 年度まで大規模プロジェクト事業（庁舎・市民会館建設、斎場新設、ごみ処理施設広域負担金、ごみ焼却施設周辺整備、長野駅前広場整備、駅周辺第二土地区画整理、小中学校耐震化）の実施に伴う多額の財政需要が見込まれることから、今後しばらくは基金の取り崩しと市債の借入の増により収支の均衡を図りながら、市民生活に必要な行政サービスを提供していくこととなるものと考えている。

引き続き、事務事業の見直しを図り、必要性・緊急性等の高い事業を厳選する中で、計画的・効率的かつ効果的な行財政運営を図る。

外郭団体について、経営状況を把握し、社会経済状況に合わせた事務事業の適正化と経営改善を促進します。（行政改革推進局）

1. 取り組んだ内容 実績

外郭団体(下表のとおり)については、平成 18、19 年度において平成 18 年 6 月に策定した「長野市外郭団体見直し指針(基本的事項)」に基づき、業務内容や市の財政支援、職員の派遣等の市の関与のあり方等に関する見直しを行った。

この見直しにおいて、特に市の政策と密接な関係がある 4 団体(下表の太字)については、重点見直し団体とし、中・長期的な経営方針を検討することとした。その結果、平成 19 年度末には、4 団体全てにおいて中・長期的な経営計画が策定された。

平成 20 年度以降は、各部局が行う事務事業評価により、市の財政支出(補助事業、委託事業など)などについて、見直しを継続している。

平成 21 年 8 月には、市長と各外郭団体の長との会議を開催し、各外郭団体から、取り組んでいる中期的(向こう3~5年)な重点・主要事業の報告を受けた。

この会議の開催に合わせて、長野県公益認定等審議会委員を講師に招き、「公益法人制度改革」に関する講義を行い、理解を深めた。

なお、平成 20 年度に、「外郭団体等の管理運営状況および市との取引について」をテーマとする、外部監査人(公認会計士)による包括外部監査が行われた。

【長野市外郭団体】

区 分	出資又は出捐比率が 25% 以上の団体		密接な関係を有する団体 (出資、出捐はない)
	50% 以上	25%以上 50%未満	
民法法人	(社)長野市開発公社 (財)ながの観光コンパニオン ビューロー (財)長野市保健医療公社 (財)長野市体育協会 (社)長野市農業公社	(財)長野市勤労者共済 会	(公益社団)長野シルバー人材 センター
特 別 法 法 人	長野市土地開発公社	長野森林組合	(社福)長野市社会事業協会 (社福)長野市社会福祉協議会 (社福)長野若槻園
商法法人	(株)エムウェーブ		

2. 取り組んだ効果・現在の状況 成果・課題

- 外郭団体に対する補助金額の削減（H20 年度当初予算以降で削減した額）
 - （社）長野市開発公社：8,744 千円の減
 - （財）長野市体育協会：4,344 千円の減
 - （社福）長野市社会福祉協議会：7,172 千円の減

- 公益法人制度改革への対応

対応が必要な外郭団体（社団・財団法人）の取り組み状況

団体の名称	状況
(社)長野市開発公社	申請準備中
(財)ながの観光コンベンションビューロー	H24 夏申請予定
(財)長野市保健医療公社	申請準備中
(財)長野市体育協会	H24 秋申請予定
(社)長野市農業公社	H23.10 申請、H24.4 移行予定
(財)長野市勤労者共済会	H24.4 移行に向け申請準備中
(公益社団)長野シルバー人材センター	H23.4 移行済

3. これまでの取り組みについて

事務事業評価により、市の財政支出(補助事業、委託事業など)の見直しを進めることができた。

また、各外郭団体における公益法人制度改革への対応も概ね進んできている。

4. 今後の展開 方策

平成 18 年 6 月に「長野市外郭団体見直し指針(基本的事項)」を策定した後、5 年が経過し、重点見直し 4 団体が策定した中・長期的な経営計画における予定期間も満了してきている。

この間、平成 20 年には公益法人制度改革が行われ、対応が必要となる団体においては、新制度への移行に向けた計画を策定することとなった。

また、社会経済情勢の変化など、外郭団体を取り巻く状況にも変化が生じている。

市も、平成 22 年 1 月の旧信州新町・中条村との合併により更なる市域の拡大、平成 22 年度の全地区における住民自治協議会の設置による本格的な活動の開始など、多様化する行政サービスに応えるため変化が生じてきている。

このような状況を踏まえて、市の行財政運営と密接な関係にある外郭団体の役割等を検証し、外郭団体のあり方、市との関係(市の関与のあり方)について、改めて見直していく。

1. 取り組んだ内容 **実績**

長野市環境方針を達成し、環境への影響を低減するために、ISO14001 規格に適合した「長野市環境マネジメントシステム」を運用し、事務事業の実施など組織の活動により生じる環境への影響をPDCAサイクルにより管理することで、継続的な事務事業の改善に取り組んだ。

「長野市環境マネジメントシステム」の具体的な運用内容としては、環境に大きな影響を与える事務事業について、「関連する環境法令等の特定・順守」、「実施計画の策定と目標の設定による進ちょく管理」、「必要な研修・訓練の実施」及び「緊急事態をはじめとした事務手順の確立・実施」などに取り組んだことが挙げられる。

また、「長野市環境マネジメントシステム」の手順書として、「長野市役所環境保全率先実行計画」を運用し、オフィス活動における環境の保全に資する取組を率先して実行したほか、「長野市公共工事率先実行計画」を運用し、環境に配慮した公共工事の実施に取り組んだ。

なお、ISO14001 規格に適合した「長野市環境マネジメントシステム」の運用が10年ほど経過し、運用の結果、職員の環境に対する意識の向上、環境に影響を与える事務に対する手順の確立による管理体制の整備など、一定の成果が上がってきたことから、本市の実情にあった簡素で効率的なシステムの構築に向けて「長野市環境マネジメントシステム」の見直しを行った。平成23年度からは、ISO14001 規格によらない本市独自の環境マネジメントシステムとして、環境基本計画の進行管理及びエネルギー使用量の一元的把握などを行うとともに、行政評価などと連携を図りながら環境に配慮した事務事業の実施に取り組んでいる。

2. 取り組んだ効果・現在の状況 **成果・課題**

ISO14001 規格などに基づいた「長野市環境マネジメントシステム」を導入・運用したことにより、次のような効果が得られた。

- ・職員の環境に対する意識が向上し、環境負荷の少ない事務事業の実施が進んだ。

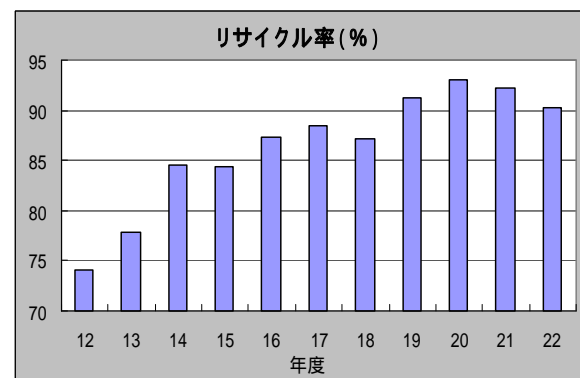
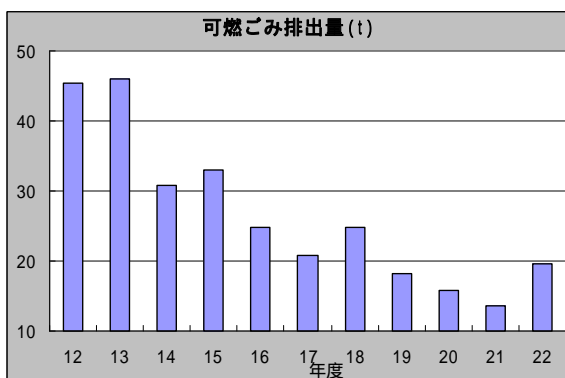
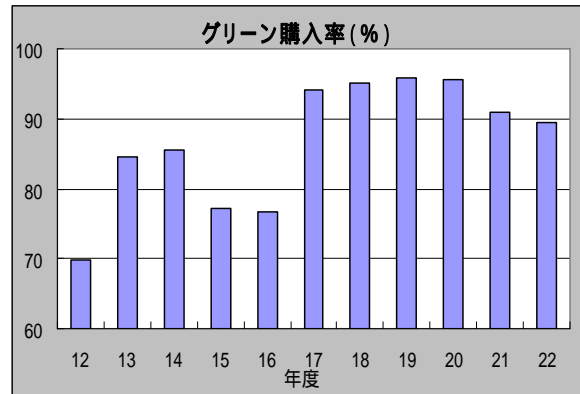
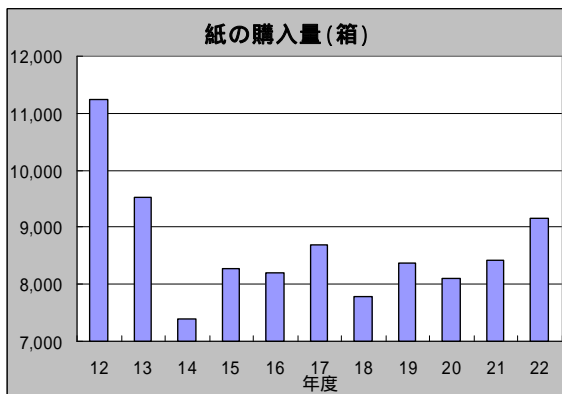
【環境に良い取組の例】

汚泥の有効活用、市民及び事業者のごみ分別徹底・減量・再資源化、雨水の有効利用・雨水貯留施設の活用、市街地における緑の保全・創出、環境学習の場の確保 など

- ・施設・設備等の管理手順が整い、管理体制が整備された。
- ・オフィス活動において、「ごみの減量・分別」、「コピー用紙の購入量の抑制」、「電気、灯油、都市ガス、ガソリン等の削減」及び「環境に配慮した物品の購入

促進」等、廃棄物の発生抑制、省資源化・省エネルギー化への取り組みが定着し、節約効果も現れている。

【資料】長野市職場環境美化推進委員会（平成 23 年 5 月実施）資料から抜粋



数値の増加は、主に平成 17 年 1 月及び平成 22 年 1 月の合併に伴う事務や合併による職員数及び市有施設の増加等によるものと考えられる。

3. これまでの取り組みについて

「長野市環境マネジメントシステム」の運用により、職員の環境に対する意識の向上がみられるほか、環境に影響を与える事務に対する管理体制が整備されるなど、庁内において環境に配慮した事務事業の実施が推進され、目に見える一定の成果を概ね上げることができた。

4. 今後の展開 方策

新しい「長野市環境マネジメントシステム」の運用、長野市公共工事率先実行計画及び行政評価との連携などにより、引き続き環境に配慮した事務事業の実施に取り組んでいくとともに、環境負荷の低減に向けた取組を推進していく。

計画・設計の見直し、工事発注の効率化、新工法の導入などにより、公共工事コストの縮減に努めます（検査課）

1. 取り組んだ内容 **実績**

公共工事の設計見直し、工事発注の効率化などによる総合的なコスト縮減に取り組むため、長野市建設技術委員会（内部の組織：建設部長、都市整備部長、上下水道局長など）により毎年、各担当課で実施した公共工事を対象にして実績の調査を行い、コスト縮減の実績についてとりまとめ、その実績を踏まえ、次年度の更なるコスト縮減に取り組んだ。

2. 取り組んだ効果・現在の状況 **成果・課題**

平成 21 年度の実績は、国・地方を問わず厳しい財政状況が続く中で、コスト縮減において数値化できるものは最大限に行っているが、施策実施項目および実施率はほとんど横ばいであり、平成 19 年度と対比した縮減率は、2.3%で、昨年を下回った。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
施策実施項目数	105	85	115
施策実施延べ件数	3,257	1,329	3,102
全工事件数	3,584	1,543	1,986
コスト縮減実施工事件数	1,188	718	1,009
コスト縮減工事の実施率	33.1%	46.5%	50.8%
縮減率	5.7%	2.8%	2.3%

平成 19 年度の縮減率は、平成 8 年度対比。平成 20 年度以降は、平成 19 年度対比。

3. これまでの取り組みについて

公共工事のコストを、継続して縮減してきている。

4. 今後の展開 **方策**

公共工事の設計見直し工事発注の効率化などによるコスト縮減に取り組むほか、国土交通省で策定した公共事業コスト構造改革プログラムを参考に、より効果的な公共事業を目指すと共にコスト縮減工事件数の増加による総合的なコスト縮減を推進する。

各担当課では、コスト意識を高めて、アイデアや提言を重視した展開を図る。

公共工事コスト縮減対策は「より安く」社会資本を整備するために、単に工事コストの低減だけでなく、ライフサイクルコストの低減などの観点も加え、総合的なコスト縮減を目指すこととする。

ただし、コストと品質の両面を重視する取り組みを行うことも必要である。

コスト縮減と品質の確保は表裏一体の関係にあり、公共工事の品質は、これを確保す

る上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することに鑑み、より適切な技術又は工夫により、確保しなければならないと考えている。

幅広い分野での民間と行政の役割分担を再構築し、適切な事業に民間活力を積極的に活用します。（行政改革推進局）
民間委託・PFI事業・指定管理者制度などを活用した上で、継続的にその成果を検証します。（行政改革推進局）

1. 取り組んだ内容 実績

(1) 民間委託

平成 18 年 3 月の長野市保育所等のあり方懇話会からの提言に基づき、保育園の民営化に取り組んでいる。（行政改革大綱実施計画の改革項目「市立保育所の見直し」）

また、平成 22 年度から、夏目ヶ原浄水場の運転管理業務の一部について、民間委託を開始した。

(2) PFI 事業

大規模な建設事業を実施する際に活用が目されている PFI 事業については、新斎場の建設事業において検討されたが、調査の結果、十分な効果が期待できないことから導入しないこととした。（行政改革大綱実施計画の改革項目「新斎場への民間活力の活用」）

(3) 指定管理者制度

行政改革推進審議会からの提言（「市有施設のあり方について」：平成 16 年 12 月）を踏まえ、毎年度、全ての公の施設の管理運営の方針を4区分（指定管理者制度を導入する、市の直営とする、民営化を検討する、廃止を検討する）に定め、その方針に基づき指定管理者制度が導入されるよう、その推進に努めた。

管理運営の方針を定める際には、管理運営の方針では の指定管理者制度を導入しているが導入が進まない施設について、施設の所管課に導入が進まない理由・課題等を明らかにさせ、その解決に取り組むと共に、理由・課題等に応じては、方針を変更することとした。

指定管理者制度を導入した施設については、指定管理者による管理運営が適切に行われよう、施設の所管課においてモニタリングを実施しており、毎年度、このモニタリングの結果に基づき指定管理者の評価を実施し、導入した効果があるかなどの検証を継続して行った。

2. 取り組んだ効果・現在の状況 成果・課題

(1) 民間委託

民営化に取り組んだ保育園 4 園の中、2 園は完了しており、残りの 2 園についても、平成 24、25 年度に完了する予定。

(2) PFI 事業

市では平成 18 年度に「長野市 PFI 導入基準」を策定し、PFI 事業を導入する基準として建設等の初期費用が概ね 20 億円を超え、維持管理・運営費等が単年度で概ね 1

億円を超えるものしているが、新斎場の建設の他に該当する建設計画は現在のところない。

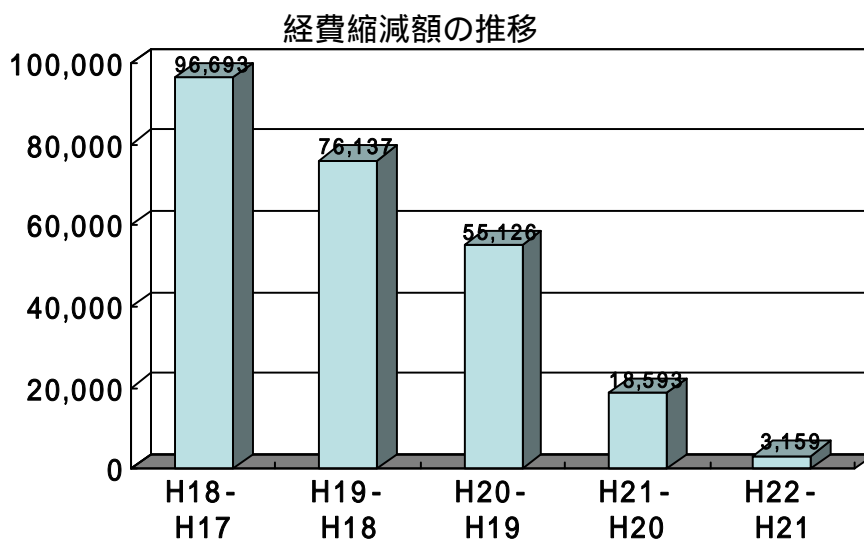
(3) 指定管理者制度

公の施設 885 施設の内、指定管理者制度を導入するとした施設は 427 施設であり、この中、指定管理者制度を導入している施設は平成 23 年 4 月 1 日現在 328 施設である。

残り 99 施設の中の多くは、公民館とそれに隣接する体育施設である。これらの施設については、受託者として想定している住民自治協議会の体制等が整わない等の理由により未だ制度の導入が図られていないものであるが、体制を見極めながら、順次、制度を導入していくものである。(行政改革大綱実施計画の改革項目「公民館への指定管理者制度の導入」)

指定管理者制度も導入から 6 年が経過し、制度が定着したことから、導入当初の目的でもあるサービスの向上、経費の縮減ともに、導入効果が一定の水準に達したことが平成 22 年度のモニタリング評価結果からも伺える。

単位:千円



3. これまでの取り組みについて

民間委託、PFI 事業について、継続して取り組んできている。

指定管理者制度については、公の施設に対する導入は概ね図られてきており、成果の検証についても、モニタリング評価を導入以後毎年度実施するなど、継続的に取り組むことができた。

4. 今後の展開 方策

指定管理者制度については、導入の目的であるサービスの更なる向上に向け、各々の施設に求められるサービスの質の違いに着眼し、観光施設、福祉施設、体育施設などの施設の区分・特性に応じた評価となるようにモニタリング評価の内容、方法を見直していく。

「幅広い分野での民間と行政の役割分担を再構築し、適切な事業に民間活力を積極的に活用します。」という点については、次の事項を踏まえ取り組んでいく。

- **住民自治協議会**

平成 22 年度には全ての地区に設立され、平成 23 年度から本格的な活動が開始。

- **NPO、ボランティア等**

長野市内における NPO 法人数（長野県認証）の増加。

H20 年 137 H23 年 158

- **民間事業者との企業活動の中での公民連携（PPP）**

民間事業者における社会的責任（CSR）に対する意識、自らのノウハウを活用したビジネスチャンスへの期待の高まり。

- **PFI 法の改正（H23 年 6 月公布）**

厳しい財税状況の中、必要な社会資本整備・更新を行うためには、民間の資金や創意工夫を最大限活用することが必要なことから、PFI の活用を推進するため改正され、PFI の対象施設の拡大と共に、新たに、民間事業者による実施方針策定の提案制度、公共施設等運営権に係る制度が創設される。

- **公共サービス改革プログラム（H23 年 4 月行政刷新会議）**

国が公共サービス改革のための喫緊の課題とそれらの対応について、具体的な進め方を明確にする形でとりまとめたもの。地域の公共サービス改革についても盛り込まれている。

適切な事業を選択し民間と行政による市場化テストの導入を検討します。（行政改革推進局）

1. 取り組んだ内容 **実績**

市場化テストの導入に向け、実施した地方公共団体の事例を参考に検討を行う。

【市場化テストの概要】

公共の仕事に競争原理を導入し、より良いサービスを提供しようとする発想のもと、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（「公共サービス改革法」）が、平成18年7月に施行された。

公共サービス改革法では、公共サービスの実施について、官（国、地方公共団体）と民が対等に競争し、質・価格の両面で最も優れた者にそのサービスを担わせる仕組みである官民競争入札（市場化テスト）の導入等について規定されている。

また、同法では、これまで法律で公務員が自ら実施することとされていた業務について、市場化テストの対象とするため、それらの業務を民間事業者もできるようにする法令の特例が設けられた。地方公共団体に関する法令の特例が適用される業務（特定公共サービス）では、利用頻度が高く民間事業者を活用した利便性の向上などが期待できる業務である窓口6業務（住民票・戸籍謄本・戸籍附票・印鑑登録証明書などの交付請求の受付・受渡）について法令の特例が設けられた。

なお、法令の特例を講ずる必要がない業務については、自ら所要の規則等を定め、市場化テストを行うことができる。

平成22年4月現在、地方公共団体で市場化テストに取り組み、実施している団体は、全国で14団体（都道府県8団体、市町村6団体）である。

2. 取り組んだ効果・現在の状況 **成果・課題**

住民票・戸籍謄本などを交付する業務は、地方公共団体が事実を証明する業務（公証行為）であり、公共サービス改革法の規定によりこの業務の一部である窓口業務（申請受付・受渡など）は民間委託できるが、交付を決定する業務などは公務員が自ら行うものとされている。このため一連の業務を一体的に委託できないなど、必ずしも効率化が図られたとは言えない面もあると考えた。

また、法令の特例を講ずる必要がない業務などは市場化テストの方法によらなくても民営化・民間委託を推進できることから、当面は、国の動向や他の地方公共団体の取り組み状況などを注視することとした。

3. これまでの取り組みについて

実施事例等を参考とし検討を行った。

4. 今後の展開 方策

今後も市場化テストの導入に向け、国の動向や他の地方公共団体の取り組み状況などを注視していく。

中期財政推計を指標とした計画的な財政運営を推進し、「選択と集中」による予算配分の重点化・効率化を図るとともに、P D C Aサイクルによる予算制度（成果目標の設定 - 予算の効率的執行 - 決算分析 - 予算への反映）を確立します。
（財政課）

1. 取り組んだ内容 **実績**

平成 20 年度予算編成から重点施策推進本部において、第四次長野市総合計画の施策の中から優先施策を選定し、必要な財源を重点的に配分することによって、事業の「選択と集中」を図った。

20 年度は 6 施策、21 年度は 9 施策、22 年度は 4 施策を優先施策に選定し、23 年度は優先施策 3 施策のほか、8 つの投資的大規模建設事業を大規模プロジェクト事業と位置づけ、予算の重点配分による、メリハリの効いた予算編成を行った。

P D C Aサイクルによる予算制度については、当初予算において、市債残高縮減目標に沿った市債借入額や今後の大規模プロジェクト事業に備えた基金残高確保のための取り崩し抑制の目標値を設定して編成にあたり、予算執行方針説明会等において全庁への効率的・効果的な事業推進、予算執行の徹底を周知し、行政評価結果や前年度決算をチェックしながら新年度予算編成作業に取り組んでいる。毎年度、一連の作業を繰り返す中で、予算の中身が精査され、効率的・効果的な予算配分が進んでいるものと考えている。

2. 取り組んだ効果・現在の状況 **成果・課題**

中期財政推計策定時点（18 年 2 月）での指標、主な目標値に対する現状は下表のとおり。

中期財政推計目標値

単位：億円

項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標値等	現状
財政調整等基金残高	228	220	221	222	222	222	基金は最低 80 億円台確保、H22 末 100 億円程度確保	H22 末残高 222 億円
普通建設事業費	219	208	196	198	221	229	基金残高を考慮し縮減。但し H21、H22 は大規模プロジェクトで増	H20 までは縮減、H21 以降は小中学校耐震化事業等の進捗に伴い増
人件費	222	224	227	221	236	226	定員の適正化により年 1%（退職金により変動）	H21 は合併の影響と退職金の増
うち退職金	12	15	17	15	24	16		
うち職員給	152	152	153	150	150	146		
うち共済組合負担金	24	26	26	26	29	31		
物件費	163	156	157	153	169	163	年 2～3%	H17/H20 対比実績 6.1%、H21 は合併の影響等
項目	H17	H18	H19	H20	H21	H22	目標値等	現状

補助費等	136	132	127	133	216	143	年 2～3%	H17/H20 対比実績 2.2%、 H21 は定額給付金の影響 等
市債借入額	94	92	94	97	115	125	H16 の 137 億円から 100 億円前後に抑制	H21 以降は、臨時財政対策 債の増
うち臨時財政対策債	38	34	30	29	47	80		

3. これまでの取り組みについて

中期財政推計の目標値については、その後の国の制度改革や社会経済情勢の変化、市町村合併等さまざまな要因で乖離が生じてきているものの、特殊要因を除けば概ね達成しているといえる。PDCAサイクルによる予算制度については、何を持って確立と判断するかは難しいが、当初予算において目標値を定め編成にあたり、予算執行方針説明会等において全庁への効率的・効果的な事業推進、予算執行の徹底を周知し、行政評価結果や前年度決算をチェックしながら新年度予算編成作業に取り組んでおり、概ね実施できている。

4. 今後の展開 方策

将来の財政収支の見通しは、国の制度改革や社会経済情勢で大きく変動するため、毎年度「財政推計」を策定し、将来を見据えた、計画的な財政運営を今後とも実施していく。

なお、厳しい財政状況の中で、事業のスクラップアンドビルドを図り、メリハリの効いた事業予算とするため、また、予算編成作業における事務量の軽減を図るために、予算編成の手法等について研究、検討を進め、必要な見直しを行っていく。

市税などの賦課の適正化と収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料などについて、受益者負担の適正化を図ります。（収納課、行政管理課）

1. 取り組んだ内容 実績

(1) 未収金対策について

(ア) 滞納処分の強化

特別滞納整理室を核に、搜索・差押を積極的に行い、インターネット公売を活用し、動産・自動車・不動産の公売を強化する。

(イ) 徴収強化月間の実施

5月・9月・12月・3月の年4回を徴収強化月間と定め、夜間・休日における電話・訪問催告や実態調査等を強化する。

(ウ) 口座振替納付の推進

長野市収納向上対策協議会の全庁的な取り組みとして、5月～7月を「口座振替推進キャンペーン」期間と定め、金融機関窓口での口座振替の勧奨や、街頭での呼びかけ、広報誌、長野市ホームページ、FM ぜんこうじ等の各種メディアにより周知を図る。

(エ) 市税納税者に対する補助金交付制限の実施

それぞれの補助金交付要綱に基づき、補助金等の交付申請時点で、市税が納期限までに完納されていない場合は、補助金等の交付を制限するもので、未納だったものを納付につなげ市税負担の公平性の確保を図る。

(2) 納付環境の整備について

納税者の利便性や納期内納付促進のため、コンビニエンスストアでの納付とインターネット・携帯電話等からマルチペイメントネットワークを利用した電子納付(ペイジー)の導入を検討し、同時にトータル収納サービスを活用し、新たな納付方法と一体的に導入する為の実施計画を策定する。

(3) 職員の資質向上について

外部研修への参加のほか、職員が企画する徴収実務研修の実施により滞納整理のスキル向上を図る。

(参考) 収納向上対策協議会について

市税の他、全庁的な各種料金等の収納向上対策を検討するため、平成15年度に庁内組織として「収納向上対策協議会」を設置し、口座振替キャンペーンや新たな収納方法の検討など、全庁的な未収金対策について検討を進めています。委員の構成としては、副市長を委員長として収納業務を所管する22課の委員で構成されており、事務局は収納課に置かれています。

2. 取り組んだ効果・現在の状況 成果・課題

(1) 未収金対策について

(ア) 滞納処分の強化

インターネットを活用しての公売実績

公売財産	平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	実施回数	換価額(円)	実施回数	換価額(円)	実施回数	換価額(円)	
電話加入権	0	0	1	22,000	1	0	
不動産	10	5,001,280	11	10,511,555	11	1,900,000	
動産	8	5,055,756	11	6,762,550	9	3,798,602	
計	18	10,057,036	23	17,296,105	21	5,698,602	
インターネット 公売	動産	8	-	8	-	9	-
	不動産	8	-	8	-	9	-

(イ) 徴収強化月間の実施

徴収率の推移

税目及び年度別	平成20年度	平成21年度	平成22年度
現年課税分	98.48%	98.52%	98.64%
滞納繰越分	23.19%	26.83%	26.22%
市税総計	95.34%	95.35%	95.40%

滞納整理事務推移

単位:件

		平成20年度	平成21年度	平成22年度
滞納件数		158,659	158,927	155,612
差押件数		1,315	1,253	1,731
換価処分件数		1,051	9,136	1,227
交付要求件数		230	239	139
差財状 押産 対象の況	電話加入権	129	100	93
	債権	920	878	1,344
	不動産	211	234	214
	その他	55	41	80

(ウ) 口座振替納付の推進

口座振替率 (平成23年度は7月末現在)

年 度	人 数			金 額 (千円)			
	納税義務者数	口座振替人数	口座振替率	調定額	口座振替分調定額	口座振替率	
平成20年度	327,021	142,503	43.6%	39,152,681	17,978,600	45.9%	
平成21年度	339,659	151,056	44.5%	40,420,105	17,369,169	43.0%	
平成22年度	317,250	139,329	43.9%	35,833,564	16,446,663	45.9%	
平成23年度 (7月末現在)	313,401	139,625	44.6%	35,045,332	8,526,302	24.3%	
内 訳	市 県 民 税 (普通徴収分)	60,419	22,963	38.0%	6,832,004	1,065,945	15.6%
	固定資産税 (都市計画税含む)	147,316	91,531	62.1%	27,457,441	7,299,533	26.6%
	軽自動車税	105,666	25,131	23.8%	755,887	160,824	21.3%

平成 22 年度は、市県民税について平成 21 年 10 月から新に年金特別徴収が始まったことにより、65 歳以上の口座振替の対象納税者が大幅に減少した為、口座振替率についても、加入率の比較的高い年齢層が除かれたことにより減少となったものと推測できる。

(工) 市税納税者に対する補助金交付制限の実施
納付状況確認補助金の実績

	確認件数	未納件数	納付に至ったもの	
			件数	金額(円)
平成20年度(62事業)	3,088	57	48	11,166,400
平成21年度(66事業)	3,837	90	64	4,427,004
平成22年度(74事業)	3,265	123	80	5,310,400

(2) 納付環境の整備について

新たな収納方法として下記のとおり実施計画を作成し、導入準備中である。

(ア) 新たな収納方法の導入

コンビニ納付・ペイジー納付を導入する

導入にあたり、トータル収納サービスを利用する

運用開始:平成25年4月

(イ) 導入する科目

担 当 課	収 入 科 目
市 民 税 課	固定資産税(都市計画税を含む)
資 産 税 課	個人市民税(普徴・特徴)
収 納 課	軽自動車税
国民健康保険課	国民健康保険料(普徴)
介 護 保 険 課	介護保険料(普徴)
高 齢 者 福 祉 課	後期高齢者医療保険料(普徴)

(3) 職員の資質向上について

内部研修開催実績

年度	開催回数	内 容
平成 20 年度	6 回	初任者徴収吏員研修 1 回、市民税課・収納課合同研修会 1 回、徴収事例研修 1 回、滞納整理研修 1 回
平成 21 年度	6 回	初任者徴収吏員研修 2 回、徴収事例研修 3 回、滞納整理実務研修 1 回
平成 22 年度	6 回	初任者徴収吏員研修 2 回、徴収事例研修 3 回、滞納整理実務研修 1 回

収納体制の強化に当たって、担当する職員の資質向上が必要不可欠であるため、県や国等が実施する研修会への積極的な参加のほか、より実践的な課内研修を企画して、徴収職員のスキルアップを図る。

3. これまでの取り組みについて

未収金対策については、徴収率や口座振替率の数字として右肩上がりの結果が確認できる。ただし、取り組みがそのまま数字に表れるのではなく、社会・経済情勢、景気動向にも大きく影響されるもので、この数字の評価というよりは、取り組みの内容及び実績を評価できる。

納付環境の整備では、新たな収納方法の導入の検討から、コンビニ収納、ペイジー収納及びトータル収納サービスの導入へ方針が決定し、平成 23 年度実施計画策定、平成 24 年度システム改修・運用テストと、平成 25 年度本運用開始に向け動き始めている。

職員の資質向上については、計画的に内部研修を行い、また、担当係内で情報共有や検討・研究する仕組みが整っている。

4. 今後の展開 方策

(1) 未収金対策について

現在実施している取り組みは、特別なものではなく日々の業務の積み重ねであり、地道に継続することが結果につながっている。業務一つ一つについて、見直すものが無いかどうか日ごろから問題意識をもつとともに、情報の共有を図り、スキルの向上を図って行く。

(2) 納付環境の整備について

コンビニ収納、ペイジー収納、トータル収納サービスの導入は、平成 25 年度運用開始の方針で準備をすすめている。平成 24 年度は、システム改修及び運用テストを行い、また、平成 25 年度実施にかかる市民への周知、規則改正等本格的な準備の年度となる。

(3) 職員の資質向上について

外部研修への参加により、専門的な知識やスキルの習得を行い、研修に参加した職員が内部研修の講師となり、情報の共有を図ることで、職員が企画する研修の充実を図る。

また、日ごろから、問題点や課題の解決に向けた検討等、複数の職員で確認しながら業務を進める体制を徹底する。

市税などの賦課の適正化と収納率の向上を図るとともに、使用料・手数料などについて、受益者負担の適正化を図ります。（収納課、行政管理課）

1. 取り組んだ内容 実績

- 平成 20 年 7 月「行政サービスの利用者の負担に関する基準」を策定
利用者負担の原則、コスト算出方法の統一、負担額算定方法の明確化を基本的な考え方として、各行政サービスの類型化と利用者の負担割合を定める。
- 平成 20 年 11 月「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」を策定
「行政サービスの利用者の負担に関する基準」に基づき利用者負担の見直しを進めるに当たっての、市としての基本的な考え方を取りまとめる。
- 行政改革大綱の実施計画に登載
「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」における検討内容（利用料等の改定内容）を行政改革大綱実施計画の改革項目に登載し、取り組む。（平成 21 年度行政改革大綱実施計画に 15 項目登載）

2. 取り組んだ効果・現在の状況 成果・課題

改革項目名	取り組み状況
老人憩の家（入浴施設）の利用者負担の見直し及び施設の再編 【保健福祉部高齢者福祉課】1 回 120 円 150 円	平成 22 年度 料金改定
大岡農村文化交流センターの利用者負担の見直し 【教育委員会学校教育課】 月額 69,000 円 73,000 円	平成 22 年度 料金改定
一般廃棄物処理（し尿処理）手数料の利用者負担の見直し 【環境部生活環境課】 旧長野地区改定率 4.23% など	平成 23 年度 料金改定
公民館成人学校の利用者負担の見直し 【教育委員会生涯学習課】1 講座:H20 年 5,800 円 H23 年 8,000 円	平成 23 年度 完了
働く女性の家、勤労者女性会館しなのきの利用者負担の見直し 【生活部男女共同参画推進課】	平成 24 年度 完了予定
各種がん検診の利用者負担額の見直し 【保健所健康課】	平成 24 年度 完了予定
老人福祉センター、シニアアクティブルーム、老人大学講座の内容及び受講料の見直し 【保健福祉部高齢者福祉課】	平成 24 年度 完了予定
勤労青少年ホーム、中高年齢労働者福祉センターの受講料の見直し 【産業振興部産業政策課】	平成 24 年度 完了予定
公民館講座受講料及び施設使用料のあり方の検討 【教育委員会生涯学習課】	平成 24 年度 完了予定
生涯学習センターの講座受講料の見直し 【教育委員会生涯学習課】	平成 24 年度 完了予定

改革項目名	取り組み状況
体育館等使用料の見直し 【教育委員会体育課】	平成 25 年度 完了予定
松代文化ホールの使用料の見直し 【総務部庶務課】	平成 26 年 完了予定
児童館・児童センター等の利用者負担の検討 【教育委員会生涯学習課】	平成 24 年度から開館 時間延長分有料化予定
少年科学センター、青少年錬成センターの利用者負担の見直し 【教育委員会生涯学習課】	平成 25 年度まで 利用者増を目指す
博物館（本館）の入場料の見直し 【教育委員会博物館】	平成 25 年度まで 利用者増を目指す

利用者負担割合の基準を策定し、それに基づく見直し方針を定め、利用料の改定等に取り組んできているが、サービスの利用者、関係する団体等から理解を得るための調整・協議等を十分に行うことが必要なことから、改定時期等を変更する必要が生じている。

3. これまでの取り組みについて

利用者負担割合の基準とそれに基づく見直し方針の策定については、概ね予定とおり取り組むことができたが、個別の利用料等の見直し、改定に当たっては、サービスの利用者、関係する団体等の理解・協力が不可欠であることから、方針に基づき取り組むものの市の予定とおりに進まないこともある。

4. 今後の展開 方策

市民負担の公平性の確保という点から、今後も、市民・利用者等の理解を得ながら、利用者負担の適正化を進めていく必要がある。

広告媒体の活用等、民間経営の発想や手法を取り入れた様々な自主財源の確保を検討します。（行政改革推進局）

1. 取り組んだ内容 実績

- ・ 市の財産を媒体とする有料広告掲載事業の実施
 広報ながの、庁用共通封筒、納税通知書の封筒、ホームページのバナー広告、暮らしや子育てのガイドブック、庁用車両の車体など
- ・ 広告付きバス停留所上屋整備事業の実施
- ・ 夜間、休日における本庁舎駐車場の有料化の検討
- ・ オリンピック施設へのネーミングライツ（命名権）導入の検討
- ・ 公共的な事業に民間資金を活用するファンドなど新たな資金調達の手法についての調査研究

2. 取り組んだ効果・現在の状況 成果・課題

有料広告掲載事業は、毎年、1千万円程度の収入を上げている。

広告付きバス停留所上屋整備事業は、市街地12箇所に設置した。

本庁舎駐車場の有料化は、検討の結果、車1台の区画変更や出入り口と道路の接点改良など駐車場法の規制をクリアするため、多大な経費がかかること、及び庁舎建て替えの計画により先送りとした。

市有施設のうち、集客力があり、国内・国際大会等も開催し、広告媒体としての価値が高い施設として、エムウェーブや長野オリンピックスタジアムなどの冬季五輪施設へのネーミングライツ（命名権）導入を検討したが、当該施設では、開催都市の荣誉としてIOCから使用が許可された五輪ロゴマークの撤去が必要となることや、施設名称からもオリンピックの文言を削除しなければならないことが判明したため、当面断念せざるを得ないものと判断した。

民間資金を活用するファンドなど新たな資金調達手法について調査研究した結果、自治体の資金調達方法である起債（市債の発行）に比較しても優位性が見出せず、それ以降の検討は休止状態にある。

3. これまでの取り組みについて

有料広告事業やネーミングライツなど自主財源の確保については、それぞれ庁内横断的なプロジェクトチームを立ち上げ、先進自治体などの例を参考に検討を重ねた。

有料広告事業は、媒体ごとの収入額こそ小さいが、各課において「少しでもスペースがあれば広告に利用できないか」検討するなど、自主財源の確保に対する意識は高まったと考える。

4. 今後の展開 方策

駐車場の有料化やネーミングライツは、市民会館・第一庁舎の建て替えにあわせ、再度検討を開始する。

また、本年6月のPFI法の改正により、PFI対象施設の拡大、民間事業者による提案制度の導入、及び公共施設等運営権に係る制度（コンセッション方式）の導入がなされたこともあり、民間経営の発想や手法を取り入れた新たなスキームを検討する中で、自主財源の確保を目指していきたい。

市有財産の適正な管理と有効活用を図り、使用料・貸付料の見直しを推進します。
(管財課)

1. 取り組んだ内容 **実績**

(1) 市有財産の適正な管理と有効活用について

・用途廃止された行政財産や返還された貸付地など、未利用の土地・建物について有効活用を図るため、「長野市未利用地等有効活用検討委員会」を設置し、一定規模以上の未利用の土地・建物を対象に、情報の共有と利用方針の検討・決定を行っている。

・行政財産の敷地で余裕のある部分の有効活用と自主財源の確保を図る目的で、一部の自動販売機について、行政財産の貸付による設置を導入した。(平成23年4月1日)

(2) 貸付料の見直しについて

・普通財産(土地・建物)貸付料算定基準を定めた。(平成20年4月1日～)

・普通財産の減額貸付に関する事務取り扱い基準を定めた。(平成20年4月1日～)

2. 取り組んだ効果・現在の状況 **成果・課題**

(1) 市有財産の適正な管理と有効活用について

・平成20年度から平成23年度(6月末)までに、公共事業の代替地や他の事業の事業用地として土地12件、建物5件を再活用したほか、一般競争入札等により土地11件の売却を行った。

・課題としては、利用方針が決まらず保留となっている物件について、老朽化した建物付の物件が多くを占めていることや、地理的条件・用途規制などにより利用方針を定めるににくい物件が多くを占めているという状況がある。これら後利用が困難な物件の取り扱いについて、検討を進めることが必要である。

(2) 貸付料の見直しについて

・貸付料算定基準を施行することで貸付目的別の算定方法が明確となり、どの算定方法を使えばよいか担当ごとの判断が容易になった。

・減額貸付基準を施行することで、貸付先、貸付目的ごとの減額基準が明確となり、根拠ができたことで安易に減額できなくなり、取るべきものは取るようになった。

3. これまでの取り組みについて

・未利用の土地・建物について、情報を共有し、有効活用を図るということについては、一定の効果が上がっている。

なお課題にもあるとおり、様々な要因により保留となったままの物件について、検討が進んでいない。

・貸付基準関係についての見直しは行ったものの、本来の目的である貸付料収入の増額がなされていない。

4. 今後の展開 方策

(1) 市有財産の適正な管理と有効活用について

- ・売却に方針決定された物件については、個々の条件整備を行い次第速やかに売却する。
- ・様々な要因により保留となったままの物件について、今後の取り扱いや検討方法について、検討を進める。
- ・貸付けに移行していない自動販売機について、今後貸付けに移行するよう努める。

(2) 貸付料の見直しについて

- ・経済情勢などを考慮しながら、その時の状況に応じて貸付基準及び減額貸付基準の見直しを図る。